

(一覽表 2)

## 不利益処分に係る処分基準

部局名：経済部地域経済局中小企業課  
 (電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	卸売市場法	第65条	開設の許可又は卸売業務の許可の取消し及び業務停止命令	設定	
2	小売商業調整特別措置法	第2条第1項及び第2項	購買会事業を行う者に対する措置命令	未設定 ロ	
3	小売商業調整特別措置法	第10条第1項	小売市場開設の許可の取消	未設定 ロ	
4	小売商業調整特別措置法	第16条の5第1項	中小小売業に関する調整命令	未設定 ロ	
5	商店街振興組合法	第85条	組合への業務改善命令	未設定 ロ	
6	商店街振興組合法	第86条第1項	組合の解散命令	未設定 ロ	
7	商店街振興組合法	第86条第2項	組合の解散命令	未設定 ロ	
8	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	認定計画の認定の取消	設定	
9	中小企業等協同組合法	第9条の2の3の第2項(第9条の9第5項において準用する場合を含む)	組合員以外の者の事業利用の特例の認可の取消	設定	
10	中小企業等協同組合法	第9条の7の5第2項	共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令	未設定 ロ	
11	中小企業等協同組合法	第9条の7の5第2項	共済代理店の共済契約の募集の停止の命令	未設定 ロ	
12	中小企業等協同組合法	第58条の8	共済計理人の解任命令	未設定 ハ	
13	中小企業等協同組合法	第106条第1項	事業協同組合等への必要な措置の命令	設定	
14	中小企業等協同組合法	第106条第2項	事業協同組合等への解散命令	設定	
15	中小企業等協同組合法	第106条の2第1項	共済事業を行う組合の定款等に定める事項の変更又は業務執行の方法の変更命令	未設定 ロ	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定め尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

\* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 2)

## 不利益処分に係る処分基準

部局名：経済部地域経済局中小企業課  
 (電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
16	中小企業等協同組合法	第106条の2第2項	共済事業を行う組合の改善計画の変更の命令又は業務停止の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令	未設定 口	
17	中小企業等協同組合法	第106条の2第4項	共済規程の認可の取消し	未設定 口	
18	中小企業等協同組合法	第106条の2第5項	共済事業を行う組合の業務の停止若しくは役員解任命令又は共済規程の認可の取消し	未設定 口	
19	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第6項	協業組合への必要な措置の命令	設定	
20	中小企業団体の組織に関する法律	第5条の23第6項	協業組合に対する解散命令	設定	
21	中小企業団体の組織に関する法律	第17条の2第2項	商工組合の組合員以外の者の事業利用の特例の認可の取消	設定	
22	中小企業団体の組織に関する法律	第33条	商工組合連合会の組合員以外の者の事業利用の特例の認可の取消	設定	
23	中小企業団体の組織に関する法律	第67条	商工組合及び商工組合連合会への必要な措置の命令	設定	
24	中小企業団体の組織に関する法律	第69条第1項	商工組合に対する解散命令	設定	
25	中小企業団体の組織に関する法律	第69条第2項	商工組合連合会に対する解散命令	設定	
26	中小企業団体の組織に関する法律	第69条第3項	商工組合及び商工組合連合会に対する解散命令	設定	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

\* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：経済部地域経済局中小企業課  
(電話011-231-4111 (内線26-212))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
27	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第9条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第1項の規定による認定の取消し	設定	
28	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第9条第2項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第2項の規定による認定の取消し	設定	
29	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第9条第3項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第9条第3項の規定による認定の取消し	設定	
30	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第13条の2第4項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第4項の規定による確認の取消し	設定	
31	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	第18条第1項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第1項の規定による確認の取消し	設定	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

\* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：経済部地域経済局中小企業課  
(電話011-231-4111 (内線26-222) )

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
32	商工会法	第58条第5項	商工会連合会の業務の一部停止又は設立の認可の取消	設定	
33	商工会法	第58条第5項	商工会連合会の設立の認可の取消	設定	
34	商工会議所法	第59条第1項	商工会議所の業務の一部停止	未設定ハ	
35	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	第6条第2項	事業継続力強化支援計画認定の取消	設定	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

\* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○備考 考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。